

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成21年1月8日(2009.1.8)

【公開番号】特開2007-138644(P2007-138644A)

【公開日】平成19年6月7日(2007.6.7)

【年通号数】公開・登録公報2007-021

【出願番号】特願2005-336588(P2005-336588)

【国際特許分類】

E 01 C 13/08 (2006.01)

E 01 C 13/00 (2006.01)

【F I】

E 01 C 13/08

E 01 C 13/00

A

【手続補正書】

【提出日】平成20年11月12日(2008.11.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

バイル間に充填材が充填された人工芝構造体において、最上層の充填材が、リサイクルゴムチップからなる芯材と、平均厚み25μm以上であり、CIE 1976 L\*a\*b\*色空間のL\*値が60以上である着色皮膜を有する着色ゴムチップであることを特徴とする人工芝構造体。

【請求項2】

前記着色皮膜が少なくとも樹脂と顔料からなり、ゴムチップ100重量部に対する該顔料量PQが、下記式(1)で表されることを特徴とする請求項1に記載の人工芝構造体。

$$PQ[\text{重量部}] = K(0.5t[\mu\text{m}])^{1/2} / RQ[\text{重量部}] \dots (1)$$

t: 着色皮膜の平均厚み

RQ: ゴムチップ100重量部に対する樹脂量(固形分)

K: 15~25の係数

【請求項3】

前記式(1)中、RQが8~30重量部であることを特徴とする請求項2に記載の人工芝構造体。

【請求項4】

前記着色皮膜が、酸化チタンを80重量%以上含有する顔料を含有することを特徴とする請求項1~3のいずれかに記載の人工芝構造体。

【請求項5】

前記着色ゴムチップの平均粒径が、該着色ゴムチップの直下に充填された弾性充填材の平均粒径よりも大きいことを特徴とする請求項1~4のいずれかに記載の人工芝構造体。

【請求項6】

請求項1~5のいずれかに記載の人工芝構造体によって構築されたことを特徴とする人工芝競技場。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

すなわち、本発明の人工芝構造体は、パイル間に充填材が充填された人工芝構造体において、最上層の充填材が、リサイクルゴムチップからなる芯材と、平均厚み25μm以上であり、CIE 1976 L\*a\*b\*色空間のL\*値が60以上である着色皮膜を有する着色ゴムチップであることを特徴とする。